

答弁書第二号

内閣参質一九三第二一号

平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣菅義偉

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員有田芳生君提出国内で発見された行方不明者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出国内で発見された行方不明者に関する質問に対する答弁書

一及び二について

警察が捜査・調査している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の数は、平成二十九年二月一日現在で八百八十三名であり、そのうち男性が六百四十三名、女性が二百四十名である。この数が平成二十四年十一月一日現在の八百六十八名から増加した理由は、警察の捜査・調査の結果、日本国内で発見し、北朝鮮による拉致の可能性がないと判断した十八名を除いた一方、北朝鮮による拉致ではないかとの相談を受けたことなどにより、警察として北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者三十三名を加えたためである。

三について

お尋ねについては、関係者のプライバシーを侵害するおそれを考慮する必要があることから、お答えを差し控えたい。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、「拉致問題の解決に向けた

方針と具体的施策」(平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定)に基づき、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす方針である。

五について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。